

○新潟市消費生活審議会規則

昭和 54 年 8 月 28 日

規則第 26 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市消費生活審議会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(平 19 規則 62・一部改正)

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 消費者

(3) 事業者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 委員長は、委員会の所掌事務に係る特定の事項について調査審議させるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 54 年 7 月 25 日から適用する。

附 則(昭和 56 年規則第 10 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 62 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、消費者教育を推進するため開催する新潟市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、消費者教育に関する知識・経験を有するもの20名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、法第20条第1項の規定に掲げる者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 協議会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

6 会長は、会議の議長を務めるものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会が所掌する事務は、法第20条第2項各号に掲げる事務とする。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、新潟市消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。